４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第872号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成30年４月26日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成 29 年 10 月 26 日
関東財務局長　浅野　僚也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
１．供託者の商号　スピードウェル株式会社
２．住所　東京都港区六本木６―10―１　六本木ヒルズ森タワー37階
３．代表者の氏名　代表取締役　渡部　由香
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第817号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成30年４月26日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成 29 年 10 月 26 日
関東財務局長　浅野　僚也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
１．供託者の商号　Pioneer Global Investments Limited
２．住所　東京都千代田区大手町１－５－１　大手町ファーストスクエアイーストタワー４Ｆ
３．代表者の氏名　日本における代表者　武市　洋一
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2541号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成30年４月26日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成 29 年 10 月 26 日
関東財務局長　浅野　僚也

国営網走川中央土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営網走川中央土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定に基づき公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
なお、この土地改良事業計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。
また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。
平成 29 年 10 月 26 日
農林水産大臣　齋藤　　健
１　縦覧に供すべき書類の名称
国営網走川中央土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し
２　縦覧期間
平成29年10月27日から平成29年11月27日まで
３　縦覧場所
北海道網走郡美幌町及び同郡大空町各事務所

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。
平成 29 年 10 月 26 日　　経済産業大臣　世耕　弘成

名　　称	本 店 の 所 在 地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社大田葬祭	広島県広島市南区宇品御幸三丁目７番42号	互第6030号	平成29年７月31日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。
平成 29 年 10 月 26 日　　中国経済産業局長　波留　静哉
次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成29年12月25日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。
なお、平成29年12月25日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続きから除斥されます。

名　　称	本 店 の 所 在 地	営業廃止年月日
株式会社大田葬祭	広島県広島市南区宇品御幸三丁目７番42号	平成29年７月31日

記
あて先　〒730―8531　広島県広島市中区上八丁堀６―30　広島合同庁舎３号館
中国経済産業局産業部消費経済課
電話082―224―5671

様式
申　　出　　書
中国経済産業局長　殿
住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　印
割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。
記
１　債務者の名称及び住所
２　債権額
３　債権発生の原因たる事実
（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。